

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成27年10月22日
戦略企画部

県民の声を受けて、平成27年10月1日及び同月16日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別表のとおりです。

声の件数は30件ですが、このうち2件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は32件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A又はBを記した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	19	9		4				32

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既の実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部								
戦略企画部								
総務部								
健康福祉部		1					1	2
環境生活部		2				1	1	4
地域連携部						3		3
農林水産部								
雇用経済部		3				5		8
県土整備部		2	1				1	4
出納局								
企業庁		1	1					2
病院事業庁								
議会事務局						1	1	2
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		7						7
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		16	2			10	4	32

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを記したもの)

ア 職員の電話対応や勤務中の行動についての苦情 No. 23、No. 26

(2) 「県民の声を受けて実施した」案件で、業務の改善等へ反映したもの(別表の整理番号欄にBを記したもの)

ア 県営住宅に関するホームページについての提案意見 No. 19

イ 職員の電話対応についての苦情 No. 23

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成27年10月1日及び同月16日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公表したもの（32件）
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A又はBを記したものは、今月の主な内容（4件）
- Aは職員に関するもの（2件）及びBは「県民の声を受けて実施した」案件で、業務の改善等へ反映したもの（2件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
1	2015/8/25	電子メール	照会	障がい者による駐車場利用について	家族ががんと診断されました。骨転移の影響で、自宅のトイレも使用困難な状態です。自分で車を運転し、スーパーに行くことがあるのですが、障がい者としての駐車場利用ができないのかを知りたいです。	健康福祉部	地域福祉課	三重県では、平成24年10月から、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもしろい駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもしろい駐車場」の利用証を交付する「三重おもしろい駐車場利用証制度」を導入しています。利用証の交付は、歩行が困難な方で、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方や、要介護高齢者等、難病患者、妊産婦、けが人等のうち、区分ごとに等級等の要件を満たしている方が対象となり、県庁（地域福祉課）、県福祉事務所（北勢、多気度会、紀北、紀南）、県保健所（鈴鹿、津、松阪、伊賀）、県障害者相談支援センター、お住まいの市役所、町役場で申請していただくことができます。また、申請の際には、交付申請書と、障害者手帳などの交付要件を確認するための書類が必要となります。障害者手帳等をお持ちでない方でも、医師の証明により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方は、証明書を提出していただくことにより、申請をしていただくことができます。その他「三重おもしろい駐車場利用証制度」の詳細については、ホームページ（ http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/pref/omoiyari-p/index.htm ）をご覧ください。	すでに実施している
2	2015/8/21	電話	苦情	医療に関する相談について	医療に関する相談をしています。対応者が変わったせいもありますが、対応される職員と話が合わず、理解してもらえないような気がしています。職員を変えていただけないでしょうか。	健康福祉部	医務国保課	医療に関する相談においては、患者や家族の皆様と医療機関との信頼関係の構築支援に取り組んでいるところでありますが、医師・職員を指導することはできません。対応に納得がいかない場合には、医療機関とお話いただくようお願いいたします。今後も、いただいた相談の内容に応じて医療機関に伝えるなど、県民の皆さんの医療に対する信頼の確保を目指して努力してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。	反映は困難である
3	2015/8/31	電子メール	苦情	文化施設正面入り口での車の乗降について	三重県総合文化センターの正面入口の車寄せでの自動車の乗降は障がい者に限定し、健常者の乗降は駐車場で行うように利用者に周知徹底して下さい。タクシーは正面を避けた北側に駐車場所が指定されていますし、荷物搬入のトラックは搬入口があるのですが、一般利用者の乗降にはルールがなく無法状態に見えます。車寄せには障がい者マークも無く、乗降している車は福祉車両以外の一般車両が大半という状況です。健常者の乗降は、福祉車両の利用の妨げになるだけでなく、大型バスが横付けすると多くの乗客が正面の歩道に溢れて他の歩行者の通行を妨げとなり、歩道にバスから健常者が勢い良く降り、歩道を歩く人とぶつかりそうになる光景も見かけます。健常者は駐車場で乗降しても歩くのは短い距離ですので、障がい者以外の健常者の乗降は駐車場に限定し、正面車寄せでの乗降は禁止し、その事を利用者に周知徹底して欲しいです。とりわけ、ホール利用の学生の団体などが、大型バスで正面車寄せに乗りつけて、引率者が数十人の生徒達に正面入口の歩道を占拠させて平気である状況は、子ども達に他人に迷惑をかけるという社会の基本ルールを教える点で、教育上好ましくないと思います。子ども達は、建物群の裏の広い駐車場にバスを止めて、駐車場から歩かせるのが、教育者なら当然行うべき事だと思います。生徒達を正面入口まで車で送り届けるなどという事は、子ども達の教育上からも止めるべきだと思います。	環境生活部	文化振興課	御意見ありがとうございます。総合文化センターではご利用いただく方の利便性等を勘案し、正面エントランスのロータリーを送迎車両が一時停車して乗降するスペースとしています。利用者の皆さまに安全で円滑に通行していただくため、この場所には常に警備員を配置し、混雑時にはお声掛けをさせていただくなどしているところです。また、団体バスにつきましては原則C-9駐車場を乗降場所としておりますが、バスの利用者様において、案内係を配置し確実に誘導していただける場合には、正面エントランスでの乗降を可能としております。バスの利用者様には正面エントランスが混雑しないように、また他の利用者様の迷惑にならないように停車位置や案内係の配置等も含めてご利用をお願いしているところです。今回いただきました御意見を受けて、施設の設置者である県としましては施設管理者・警備会社と情報共有を行い、今後は一層注意して誘導を行うことを確認いたしました。また、バスの利用者様に対しましても、引き続き混雑の防止と安全の確保についてをお願いを徹底していくことを確認いたしました。総合文化センターは多くの方が利用される施設であり、通常時・混雑時で利用者数にも幅があるなど、管理運営にあたっては臨機応変な対応が必要となる場合もございます。今後とも皆さまに快適にご利用いただけるよう、施設設置者である県としましては施設管理者である（公益財団法人）三重県文化振興事業団に適切な施設運営を求めて参りますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	反映は困難である
4	2015/8/27	電子メール	照会	浄化槽の補修について	浄化槽の保守点検契約をしている業者に点検をしてもらい、「浄化槽から漏れている」との点検結果がありましたが、修理の案内はありませんでした。補修を町外の業者に依頼したところ、結局点検した業者から見積りが出てきました。浄化槽の漏れが確認されてから、この時点ですでにかなりの日数が経過しておりました。これは、法律により、修理できる業者が市町単位で決まっているからでしょうか。県のHPに、三重県知事の登録による浄化槽保守点検業者名簿が掲載されているのは、県でエリア分けされているということになりますでしょうか。また見積りで出てきた修理する業者は町外の業者とのことです。法律ではどのように規定され、三重県としてはどのように指導されているのでしょうか。	環境生活部	大気・水環境課	県の区域（四日市市の区域を除く）内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき、保守点検業を営もうとする市町などの事項を登録する必要があります。御質問にある浄化槽の機能を維持するための修理は浄化槽の保守点検作業に含まれることから、浄化槽の修理については、まず、当該浄化槽が設置されている市町を営業市町として登録している浄化槽保守点検業者に御相談ください。	すでに実施している
5	2015/8/31	電話	提案意見	自転車利用時の保険加入について	他県では、自転車を利用する時に、保険に入らないといけないと聞きました。自動車の保険と同様の考え方です。そのようにしないと、自転車との事故で被害者になった場合、保障してもらえないということが起きる可能性があります。自宅の近隣においても、近隣住民の子どもが自転車に乗っていますが、保険に入っていないと、被害を受けた際に保障してもらえないと思い、不安になります。他県と同じような法令を作ってほしいと思います。	環境生活部	交通安全・消費生活課	自転車の交通安全対策について、貴重な御意見をいただきありがとうございます。御意見にありました自転車保険の加入義務を定めた条例については、兵庫県の事例と認識しております。三重県では、県民の皆さまと一体となって交通事故防止を推進するため、「自転車の安全利用の推進」を、三重県交通安全県民運動実施要綱の重点目標の一つに掲げており、自転車保険への加入の必要性を記載した啓発用チラシの配布や、各種の交通安全啓発活動の場において、自転車利用者の保険加入について呼びかけるなどの広報啓発活動を行っています。現在のところ、三重県では自転車利用者に「個人賠償責任保険等」への加入義務規定などを含めた、自転車の交通安全対策の推進に関する条例はありませんが、いただいた御意見を参考に、今後における県内の交通情勢や他県の状況に注視していきたいと考えています。	施策の参考とする

6	2015/8/27	電子メール	苦情	県立美術館 駐車場の夜間照明について	先日、県立美術館に併設されているレストランで夕食を済ませ、いざ帰ろうと思いましたが、駐車場までの照明が消えて真っ暗でした。雨が降っており、階段で足を滑らせて転んでしまったため、服も濡れて汚れてしまいました。以前はレストランの閉店時間を過ぎてても照明が点いていたのに、最近は省エネで消してしまうのでしょうか。せめてレストランの閉店後もしくは消さずにて欲しいものです。9月から美術館が一時閉鎖されると聞きましたが、その間はレストランの客は真っ暗な中あの階段を通らなければいけないのでしょうか。	環境生活部	美術館	三重県立美術館です。当施設の夜間照明が消灯していたことにより、階段で転倒され衣服を汚されたとのこと、誠に申し訳ございませんでした。御意見を受け、今後はレストラン終了時より30分後まで、夜間照明を延長するように対処いたしました。美術館の施設運営については、経費減、環境保全に留意しつつ、ご利用される皆様に安心して利用いただけるように注意を払ってきたつもりですが、その配慮が充分ではなかったものと深く反省しております。皆様が、安心して御利用いただける施設として、再度点検・確認の作業を進め、万全な施設の管理運営をまいりますので、今後とも県立美術館をよろしくお願いいたします。	すでに実施している
7	2015/8/18	電子メール	提案意見	県内の鉄道について	サミットも開催されることですし、鳥羽、賢島間の複線化をすすめてはどうでしょうか。県から近鉄へアクセス向上のため働きかけを行ってほしいです。	地域連携部	交通政策課	御提案ありがとうございます。近鉄志摩線につきましては昭和61年より複線化に着手し、平成5年に鳥羽～賢島間24.5kmのうち、中之郷～船津間2.9km及び上之郷～志摩磯部間1.4kmを残して複線化が完了しております。単線となっている残区間について、今後、鉄道事業者に対し動向等を確認してまいります。	施策の参考とする
8	2015/9/4	提案箱	提案意見	津庁舎のおもいやり駐車区間の利用について	1週間に3回程津庁舎を訪問している者ですが、思いやり駐車区間に庁舎に勤務されている方が駐車されています。職員駐車許可証があるので職員とわかります。体に障がいがある方とは判断できませんが、職員駐車場の適切な位置へ思いやり駐車エリアを設置してはいかがでしょうか。	地域連携部	津調整防災総合事務所地	御意見ありがとうございます。御指摘いただきました車は、津庁舎に勤務しております職員の車で、その職員につきましてはおもいやり駐車場の利用証を取得し利用しております。津庁舎におきましては、平成27年度におもいやり駐車場を利用する職員が増え、当該駐車場を利用しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。今後、駐車場の利用状況を見て整備を検討していきます。	施策の参考とする
9	2015/8/24	提案箱	提案意見	高齢者の意見の反映について	高齢者でも姿が若く、また心の中も若く、若々しい考えをお持ちの方もたくさんいます。高齢者は、歴史の分野に詳しいなど、様々な分野で高齢者の能力をうまく引き出し、またその若々しい意見をくみ取っていただくとういと考えますので、県政においてもそのような対応をしてもらとういと思ひます。	熊野庁舎	地紀南地域活性化防災局	御意見ありがとうございます。県政においては、様々な分野において、関係者をはじめとする県民の皆さんの御意見を伺いながら事業を進めているところです。高齢者の方におかれましても、貴重で有益な御意見をお持ちと存じます。今後とも御意見、御提案を伺ってまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。	施策の参考とする
10	2015/9/2	電子メール	苦情	みえ旅プレミアム旅行券について	この旅行券は大変お得で満足していますが、少し残念なことがあったので、ご報告をさせていただきます。コンビニで購入し、その旅行券が使えるホテルを選択しました。チェックインの際に、前払いのことで旅行券を提出しました。精算額は2食付で16,650円+150円(入湯税)で人数は1人でしたので、旅行券は3枚使えることになると思います。私は4枚持っていて10月の期限までに予定もないことから、予約サイトの「対象となる料金等」に明記されているように、追加料理や飲食等で4枚使い切るつもりをしていました。ところがホテルで「当館は2枚(10,000円)までしか使えません」と言われました。私は1泊4枚まで使えるはずではないかと伝えたと、フロントの奥に行かれてしばらく待つと「今回は3枚(15,000円)までいいです。」と言われました。追加飲食等も使えるはずではないかと尋ねると、「当館では追加料理等には使えません」と言われ、結局3枚を利用しました。即日完売で人気の旅行券であり、今後の発売方法も検討されているようですが、せっかく買っても明記されているとおりに使えない施設があるのでしたら、先に購入できて使えないリスクがあると思ひました。たまたまこの施設だけなのか、他の施設も同じようなことがあるのかと思うと、次回発売があっても、購入するかどうか考えてしまいます。	雇用経済部	観光誘客課	この度は「みえ旅プレミアム旅行券」のご利用に際し、大変不快な思いをさせていただきましたこと、心よりお詫び申し上げます。旅行券の利用条件につきましては、宿泊先で追加されたお料理やお飲み物の代金も含めた税込みの支払額によって、利用できる枚数が決まります。御宿泊いただいた施設の説明（「当館では追加料理等には使えません。」）は、理由はどうであれ、明らかに誤った説明です。旅行券の対象となる料金等につきましては、三重県のホームページでご案内するとともに、全ての宿泊施設へ通知しているところですが、周知が不十分でありましたことを重ねてお詫び申し上げます。今後、各宿泊施設で同じような説明がされないことがないよう、全ての施設に「対象となる料金等」について、改めて周知徹底いたします。この度は、貴重な御意見を誠にありがとうございました。	すでに実施している
11	2015/9/3	電子メール	苦情	みえ旅プレミアム旅行券について	9月1日10:10に宿泊予約サイトからプレミアム旅行券の入手を申込み、獲得しました。獲得した旨のメールは10:14です。その後その画面の下部にある宿泊施設のサイト検索で、宿泊施設を検索し、10:29に宿泊の予約をしました。ところが、宿泊施設の説明によると「もう既にこのプレミアム旅行券は利用人数が定員をオーバーして使用できない。」とのことでした。テレビなどでいろいろ紹介されていて、ぜひ利用したいと思って申し込んだのですが、この結果については納得できません。このプレミアム旅行券を入手しても、15分も経過しないうちに使用できなくなるという説明は三重県のホームページはもちろん、宿泊予約サイトにも何の説明もありません。三重県の見解を説明して下さい。	雇用経済部	観光誘客課	この度は「みえ旅プレミアム旅行券」のご利用に際し、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんでした。9月1日、10時10分頃「じゃらんnet」で取扱いを再開しました旅行券につきましては、開始から10分あまりで全てのクーポンが既定の予約件数に達したため、それ以降にご予約いただいたお客様が利用できない状態となってしまいました。三重県のホームページ上では、「クーポンを獲得した後は、なるべく早めに宿泊予約を入れて下さい。（予定の予約件数に達するとそのクーポンは利用できなくなりますのでご注意ください。）」とご案内しているところですが、利用者の皆様へ十分に案内が行き届いておりませんでしたこと、重ねてお詫び申し上げます。いただいた御意見を踏まえ、改めて皆様への御案内の徹底に努めてまいります。この度は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。	すでに実施している

12	2015/9/7	電子メール	照会	プレミアム旅行券のアンケートについて	プレミアム旅行券を2度ほど2万円分使用させて頂きました。今月、3回目使用の予定ですが、アンケートには1度もお答えする機会がありません。どのような方法でアンケート用紙などを受け取ることができますか。	雇用経済部	観光誘客課	この度は、旅行券ご利用の際に、アンケートをお渡しすることができず、大変申し訳ございませんでした。アンケートの実施方法には2通りございますので、以下、県としての回答をそれぞれ記載させていただきます。◆コンビニで購入された旅行券や、JTB窓口で宿泊予約の際に旅行券を利用された場合 御宿泊いただいた施設でアンケートをお渡しいただくようお願いしていますが、宿泊施設への周知がすみずみのスタッフまで行き渡っていない可能性もございます。早急に全宿泊施設に対し文書で周知徹底いたします。なお、今回お渡しできなかったアンケートにつきましては、別添のとおりアンケート用紙をお送りしますので、お手数おかけしますが、この用紙を印刷いただき、これまでの2回分のアンケートにお答えいただきますようお願いいたします。◆ネット宿泊予約サイトで旅行券をご利用になられた場合【楽天トラベルの場合】・6月～7月にご宿泊のお客様は、9月14日付けでアンケートをメールにて配信させていただきます。・8月にご宿泊のお客様は9月末配信の予定です。【じゃらんnetの場合】・7月末までのご宿泊のお客様に対しては、8月3週目にメールにてすでに配信済みとなっております。・8月末までのご宿泊のお客様は9月3週目配信、9月末までのご宿泊のお客様は10月3週目配信の予定です。送信時期が遅れておりまして誠に申し訳ございませんが、それぞれアンケート配信がございましたら、メールにてご回答いただきますようお願いいたします。御不明な点がございましたら、三重県観光誘客課（059-224-2282）までご連絡くださるようお願い申し上げます。この度はご連絡、誠にありがとうございました。	すでに実施している
13	2015/8/28	電子メール	提案意見	サミットのアピールについて	異質な提案かもしれませんが、テレビドラマの関連イベントの公式開催で、伊勢志摩サミットをアピールしてはどうですか。大変人気があり視聴率が高かったテレビドラマを伊勢志摩サミットに活用してはどうかと思います。伊勢志摩はまさに海女のメッカですから、効果は絶大だと思います。演奏会等も行い、伊勢志摩サミットを盛り上げたいものです。外国からのお客様にも受けることは確実です。感動的なサミットにするために、どうか御一考をお願いします。	雇用経済部	サミット総務課	この度は、2016年に伊勢志摩で開催される主要国首脳会議（サミット）について、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございます。サミットでは、各国政府の要人や報道関係者をはじめ、非常に多くの方が伊勢志摩地域を訪れることとなります。サミットの開催に当たっては、いただいた御意見を参考にさせていただくとともに、6月26日に立ち上げた「伊勢志摩サミット三重県民会議」の会員の皆さんをはじめとして、多くのご意見・ご提案をいただきながら、サミット開催を成功に導き、また三重県が誇る様々な魅力を発信していきたいと考えています。サミットの成功に向けて、御支援御協力をお願いいたします。	施策の参考とする
14	2015/9/3	電子メール	提案意見	伊勢志摩サミットに関する心配事について	数年前、生きた伊勢海老に包丁を入れるだけで、日本食が海外メディアに批判されていました。伊勢志摩サミットについても、生きた伊勢海老やアワビの残酷焼きや、魚の生き造りなどが海外メディアや海外の動物愛護団体に批判されるかもしれない、と心配しています。	雇用経済部	サミット総務課	この度は、2016年に伊勢志摩で開催される主要国首脳会議（サミット）について、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。サミットでは、各国政府の要人や報道関係者をはじめ、非常に多くの方が伊勢志摩地域を訪れることとなります。サミットの開催に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただくとともに、6月26日に立ち上げた「伊勢志摩サミット三重県民会議」の会員の皆さんをはじめとして、多くのご意見・ご提案をいただきながら、サミット開催を成功に導き、また三重県が誇る食を含めた様々な魅力を発信していきたいと考えています。サミットの成功に向けて、今後とも御協力をお願いいたします。	施策の参考とする
15	2015/9/7	電子メール	照会	サミットにかかる県の支出について	サミットの経費は国が出すものではないのですか。県独自であれだけ投資するのだから、それ以上の効果はあるんでしょうね。サミットみたいなものは、終わってしまえば、台風一過のようなものです。あとに残るのは我々への負担のみだと思います。サミットの後のことをどう考えているのか教えてください。	雇用経済部	サミット総務課	この度は、2016年に伊勢志摩で開催される主要国首脳会議（サミット）について、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございます。サミットは国が開催するものであり、首脳会議の会議場の設営など、サミット開催に必要な経費は国が負担することとなりますが、一部、県が実施を担うなど関与する部分については、県負担となることが想定されることです。伊勢志摩でサミットが開催されることは、伊勢志摩、三重県の知名度の向上や、国際観光地としてのレベルアップにつながるだけでなく、地域の総合力向上にもつながる絶好の機会です。サミットを一過性のものとしないうちに、県民一人ひとりが積極的に関わっていただき、全県的な取組を展開していきたいと考えています。サミットの開催にあたっては、6月26日に立ち上げた「伊勢志摩サミット三重県民会議」の会員の皆さんをはじめとして、多くのご意見・ご提案をいただきながら、サミット開催を成功に導き、また三重県が誇る食を含めた様々な魅力を発信していきたいと考えています。サミットの成功に向けて、今後とも御協力をお願いいたします。	施策の参考とする
16	2015/8/24	電子メール	提案意見	ジュニアサミットの開催について	貴県はさる8月にジュニアサミットの開催を国に働きかけており、時機を得たものであり、2016年5月の伊勢志摩サミットの開催に合わせ、次代を担う世界の若者（ジュニア・ユース）が、今日の諸問題を若者の感覚と正義心から議論し、本番のサミットで情報発信することは、誠に意義のあることだと思います。一つ提案させていただきます。若者を集めて議論するジュニアサミットそのものだけでなく、ジュニアサミットの前2日間ほど、ジュニアやユースを県民の自宅（水洗トイレを具備する家庭を公募により募集し、若者を到着飛行場までご家庭が迎えに行ってください、ジュニアサミットの開催日に、会場まで送迎していただくというものです。「経験」ではすぐに集まりません。）に招いて日本の日常生活を見て、体験していただくのはどうでしょうか。海外の若者の選定などは、ユネスコなどの国際機関の協力を得、企画には、NPOなどの民間の知恵と援助をいただくことがよろしいかと思っております。すでにご検討のことと存じますが、過去に経験がありますので提案させていただきます。	雇用経済部	サミット事業推進課	ジュニアサミット開催に関する貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。ジュニアサミットは、国が主催するサミットの関連事業であり、開催について現時点では未定ですが、県としては、本県での開催を外務省に要望しているところです。本県での開催が決定した際は、海外からの参加者に、三重県の食をはじめ、美しい自然や、豊かな伝統・文化など、本県の持つ様々な魅力を存分に感じ体験していただける機会を提供したいと考えています。また、県内高校生や地域の皆さんが、参加者と交流できる機会を可能な限り設けられるよう、国に提案していきます。いただいた御意見は、今後、検討を進める体験・交流プランの参考とさせていただきます。サミットの成功に向けて、今後とも御協力をお願いいたします。	施策の参考とする

17	2015/9/7	電子メール	提案意見	海外に向けたサミット関連の情報発信について	知事の海外に向けた情報発信の提案です。海外に向けた情報発信として、日本外国特派員協会にて、記者会見を行ってほしいと思います。日本外国特派員協会での会見は、サミット参加国及び東アジア各国に、通訳を通じて直接会見内容が発信されます。三重県を代表する鈴木知事の思いを、発信する場所があるなら、積極的に参加して発言の機会を増やして欲しいと思います。	雇用経済部	サミット事業推進課	この度は、2016年に伊勢志摩で開催される主要国首脳会議（サミット）について、御提案をいただきありがとうございます。伊勢志摩サミットの開催は、海外の人々に三重県を知っていただく絶好の機会と捉えております。御提案いただきました日本外国特派員協会での記者会見も含め、あらゆる機会に、海外プレス等を通じ三重県の情報発信を行っていきたくと考えておりますので、今後とも応援のほどよろしくお願い致します。	施策の参考とする
18	2015/8/26	電子メール	提案意見	県発注の設計業務について	ある新聞で、県発注の設計業務で、契約続行不能の届け出を受理し請負契約を解除し指名停止処分とありましたが、設計事務所登録も無く管理建築士もおらず、まして保険にも加入していない事務所が、入札メンバーに入っていることのほうが、建築士法上問題があるのではないかと思います。	県土整備部	営繕課	御意見ありがとうございます。御指摘の設計業務は、電気設備改修工事についての設計業務で、建築物の設計ではないことから、建築士法の規定が適用されず、建築士法上、問題はありません。建築士法の規定が適用される設計業務委託については、建築士が所属する建築士事務所に適切に発注しています。	すでに実施している
19(B)	2015/9/16	電子メール	提案意見	県営住宅に関するホームページについて	「県営住宅カーサ上野におけるセアカゴケグモ発生への対応について」が、三重県のホームページにありました。その資料として、ある民間会社の住宅地図を使用されていますが、著作権上の二次利用許諾が見受けられません。これは、違法になるのではないですか。きちんと使用許諾を受けているのでしょうか。他にも以前多くアップされているようにも見受けられました。一度、その民間会社に聞いてみてはどうですか。	県土整備部	住宅課	この度は御指摘いただきありがとうございました。早速、民間会社に謝罪をするともに、地図をホームページ上から削除いたしました。今後は、このようなことがないように再発防止に努めてまいります。	県民の声を受けて実施した
20	2015/8/27	電子メール	提案意見	桟橋の管理について	海岸に、昔から夏場飛び込みスポットとして親しまれてる桟橋があります。ところが、近所の住民から「子どもが飛び込むから危ない」との声が上がり、もともとあったハンゴを県の職員が撤去してしまいました。来ていた釣り人も「逆に危険」と言っていて、私もそう思ったので、県の職員にも言いました。ハンゴを撤去しても絶対飛び込みます。何故その様な事が解らないのでしょうか。もう夏が終わりますが、本当に逆に危険なのです。しかし、この桟橋もなくしてほしくないですし、難しい問題だとも思います。無理かもしれませんが、もう一度ハンゴを付けてください。危険です。ハンゴを撤去した事によって、溺死する人が出るようになってほしくないと思っています。	鈴鹿庁舎	鈴鹿建設事務所保全室	御意見をいただきありがとうございます。御指摘の原永桟橋につきましては、船舶の係留施設として利用されてきましたが、近年、その需要は皆無であり、老朽化も進行し危険であることから、桟橋の撤去を予定しています。しかし、撤去費用の問題もあり、早急に撤去することが困難なことから、当面の措置として、立入禁止にさせていただきますので、御理解御協力をお願いします。	反映は困難である
21	2015/9/3	電話	苦情	塗装工事の発注方法について	昨日開札のあった、志摩建設事務所のサミット関連の橋りょうの塗装工事の入札について、結果が「くじ」となっていますが、そんな決め方で適正な施工ができるのですか。国なら、あれほどの規模の工事であれば、総合評価方式など価格以外の技術力などを考慮する方法で入札すると思いますが、県は何故総合評価方式で入札をしなかったのですか。県の基準で、塗装工事の総合評価方式の対象となるのが7千万以上なのは知っています。だからといって工事を分割して2つに分けていけばいいのですか。合わせれば実質1億円を超える工事です。それをくじ引きで決めるとか、10円の飴ちゃんのくじを引くのとでは訳が違います。現場の職人もいないような、いわゆる入札屋のような者が20も30も集まってきて、現場も見に行かずに金額を入れるだけで、仕様書も見ないはずで、きちんと事前に施工能力を調べていけば、くじになる確率も下がるはずなのに、今のままでは、真面目にやっているところが全然受注できません。今回落札した業者は橋りょうの実績もないのではないのでしょうか。普通の建築物とは訳が違うのに、橋りょうの実績を求めているのはおかしいです。実績もないところにやらせて間に合うのですか。事故が起こったらどうするのですか。サミットに泥を塗ることになります。そんなことになっていいのですか。こんなやり方を改める気がないのなら、議会や公正入札調査委員会に訴えたいです。	伊勢庁舎志摩庁舎	志摩建設事務所保全室	ご意見ありがとうございます。当該工事は、年度内に完成させる必要があることから分割発注を行っています。各工事の落札方式は、県発注標準等に基づき予定価格が7千万円未満となることから、価格競争方式を採用しています。また、入札参加要件においても、当該工事を適切に施工できると考えられる実績要件を設定しています。今後とも適切な工事発注に努めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。	すでに実施している
22	2015/8/20	電子メール	提案意見	安全祈願について	三重ごみ固形燃料発電所での事故を「風化させてはいけない」と口では言っているも、慰霊のための行事を儀礼的に行うのなら、やめたほうがよいのではないですか。ものの10分もかかっていないし、県知事も参加していません。それでよいのでしょうか。	企業庁	電気事業課	御意見ありがとうございます。三重県企業庁では、事故の翌年である平成16年度から三重ごみ固形燃料発電所において、RDF貯蔵槽爆発事故の犠牲となられた2名の消防職員のご冥福をお祈りするとともに、事故の教訓と反省を風化させることのないよう、毎年8月19日に事業活動の安全を祈願しております。これからもRDF焼却・発電事業を運営しております企業庁が主体となって、企業庁職員をはじめ現場運営に携わる者とともに、安全祈願を続けていきたいと考えております。引き続き、安全・安定を最優先に事業運営に取り組むことが、尊い犠牲となられました方々に報いる運営者の責務と考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している

23 (A) (B)	2015/ 9/9	電話	苦情	職員の電話 対応につい て	役所に電話しても、担当者が会議中ということがしばしばあります。会議中と言っても、これは県の都合でやる会議であり、県民とは何の関係もありません。それに担当者が不在であれば、別の者が回答するとか、会議中であっても席を外して対応するべきだと思います。こうしたことは民間では当然です。「行政の停滞はいけない。」と言われていたのに、それを守っていますか。県民のほうを向いて仕事をしていますか。	企業庁	北勢水道事務所	御意見をいただきありがとうございます。この度は、職員の電話対応によりご不快な思いをおかけしたことをお詫び申し上げます。職員の電話対応につきましては、県民の皆様にご不快を与えないよう、今後も引き続き、職場ミーティングや研修等の機会を通じ職員に周知徹底し、丁寧な説明と接遇マナーの向上に努めてまいります。	県民の声を受けて実施した
24	2015/ 9/17	電話	提案 意見	三重県議会で可決された安全保障法制の慎重な審議を求める意見書について	2015年9月13日の中日新聞で、安保法案について反対や慎重審議を求める意見書を可決した地方議会が中部地方でも多くあり、三重県議会もその一つであるとの記事を読みました。その意見書を直接読んだ訳ではないですが、なぜそのような意見書を可決したのかを質したいです。そもそも議員は、安保法案についてどのようなルートで情報を得ているのですか。新聞やテレビなどマスコミは、一方的に反対という情報を流すだけであり、議員はそのような情報を鵜呑みにするだけでなく、客観的かつ正確な情報を得て勉強していただきたいです。我が国を外国から守るといふ安保法案は必要であり、来年にサミットが開催される三重県であればその必要性を十分に認識するべきです。	議会事務局	議会事務局	いただきました御意見は、全議員に周知いたします。	反映は困難である
25	2015/ 9/24	電子 メール	提案 意見	意見書について	政府は去年夏頃、集団的自衛権を認める解釈改憲の閣議決定をし、今年の春、平和安全保障関連法案として国会提出、去る19日深夜に与党及び次世代の党・新党改革・日本を元気にする会との与野党5党で賛成し可決しました。松阪市長様は以前からこれに対し強く反対のお立場で、法案成立を受けて法案違憲訴訟裁判を起こされるそうです。また同様に、三重県議会でも今後、違憲や反対の意見書が上程された場合、これに断固反対抗議します。法案は必要であり、賛成派であると同時に、地方自治体が国の外交防衛に関与する権限は原則認められておりません。全国の方々から三重県民の民意を疑われる様な、非常識で笑われるのは御免です。今ある地方創生や災害対策等に力を入れて頂きたいです。	議会事務局	議会事務局	県議会に御意見をいただき、ありがとうございます。いただいた御意見は全議員に周知します。	施策の参考とする
26 (A)	2015/ 8/11	電話	苦情	県立高校の職員について	近くの県立高校の教師と思われる人物、数人が、勤務時間内と思われる昼間の時間帯に学校近くの食堂で飲食しているのをよく見かけます。会話の内容も教員らしからぬものです。夏休みに入ってからひどい状態が続いているので、管理に問題があるのではないかと考えています。こんなことが許されるのですか。県民として不愉快で腹立たしく思います。	教育委員会	教職員課	御意見ありがとうございます。勤務時間中において私的に外出が必要な場合には、年次有給休暇等を申請し、管理職が勤務の状況等をみて許可することとなっています。こうした場合には、服務上の問題はございません。また、年次有給休暇は時間単位で取得することができます。ただし、適正な手続がなされていなければ、言うまでもなく職務に専念する義務を果たしていないこととなります。こうした服務規律違反があれば、校長を通じて指導を行うとともに、厳正に対処していきます。今後も、県民の方々の誤解を招くことのないよう、様々な機会をとらえて注意を促し、職員のモラルの向上に努めていきます。	すでに実施している
27 (31)	2015/ 9/3	電子 メール	提案 意見	学力低下対策について	児童、学生の学力の低下対策としての提案です。三重県には14～15年前には、高校受験対策用の安価で、高校受験者とその関係者には受験校のレベルを計れる伝統的な「三重県統一テスト」がありました。小6、中1～3、高1～3年生に、三重県統一テストを再開してみたいかがですか。	教育委員会	高校教育課	回答については、整理番号31の学力向上推進プロジェクトチームと同内容です。	すでに実施している
28 (32)	2015/ 8/27	電話	提案 意見	学力の向上について	学力テストの結果が出ていましたが、小中学校も大切ですが、県内の公立高校のレベルが低いことも問題です。全国的に有名な大学に入り、いい就職ができるのは、公立進学校では一握りしかいません。授業料の安い公立高校に入学しても授業や指導内容が低レベルなので、結局は大学受験のために塾に行かせなければなりません。高校の先生の中にも塾通いを進める人がいたり、指導力不足の人も多いと思います。ちゃんと学力をつける指導ができない先生は辞めてもらうべきです。小中学校も高校も、先生の質を上げないと、学力の向上は期待できないと思います。来年の学力テストはいい結果が出るように祈っています。	教育委員会	学力向上推進PT	回答については、整理番号32の研修企画・支援課と同内容です。	すでに実施している

29	2015/8/28	電子メール	提案意見	学力テストの結果について	学力テストの結果が、いまだにこの状態というのは誰の責任なのでしょうか。責任の所在を明確にしてください。誰も責任を取らないのはおかしいと思います。学力テストが始まって10年近く経つのに、いつまでもこのような状態が続くのは誰も責任を取らないという緊張感のなさから来るのではないですか。責任者を更迭できないのならば、腐った組織と言われても仕方がないと思います。誰が一番被害を被っているのですか。全国一律の義務教育ができないこと自体が問題ではないのですか。きちんと責任の取り方を明確にしてください。今年の責任者は誰なのか教えてください。お願いします。	教育委員会	学力向上推進PT	御意見ありがとうございます。県教育委員会としては、全国学力・学習状況調査の結果について、三重の子どもの持つ多くの可能性や能力を十分引き出すことができず、皆様からの負託に十分応えているとは言い難い状況にあることを、申し訳なく思っています。県教育委員会では、昨年度来、「学力向上緊急対策チーム」を設置し、総力を挙げて学力向上に取り組んでいます。そこでは、校長のリーダーシップのもと、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの3点セットを活用した授業改善や個に応じた指導など、指導力向上に向けた組織的な取組を推進してきました。これらの取組もあり、今回は10教科中9教科で全国の平均正答率との差が前回より縮まりました。特に、小学校国語Bや中学校数学Aは、ほぼ全国の平均正答率の水準となり、小学校では国語B、算数A、算数B、理科で、全国の平均正答率との差が調査開始以来最も縮まるなど、小中学校ともに改善の兆しが見られました。さらに、最後まであきらめずに問題に取り組んだと解答する子どもたちが増え、無解答率が10教科中6教科において全国平均よりも少なくなる等、励みとなる明るい芽も育ってきています。また、今年度新たに設置された総合教育会議においても、三重の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、学力向上のための施策の検証と充実を図っています。県教育委員会としては、子どもたちの学力の育成は、公教育として学校が果たすべき根幹的な役割であるとの認識のもと、現状を真摯に受け止めています。子どもたちの主体的な学びに結び付けることができるよう、県内外の先進校視察等も踏まえ有効な取組をさらに加速させ、県民の皆様のご意見を踏まえながら、市町教育委員会と連携して取り組んでまいりますので、御理解と御協力を引き続きよろしくお願いいたします。	すでに実施している
30	2015/9/2	電子メール	苦情	スタディチェックのリーフレットについて	「平成27年度みえスタディ・チェック保護者向けリーフレット」を今日子どもが学校でもらってきました。この中の文章で「PDCAサイクル」とありますが、何のことでしょうか。保護者向けリーフレットに安易に省略語を使用して、文章の意味を難解にしているように思います。関係者向けリーフレットであれば使用しても問題ないでしょうが、一般向けであれば、義務教育範囲内で簡単に理解できる文言を使用するのが常識だと思います。それとも、私の勉強不足でPDCAは現在の義務教育で履修するのでしょうか。草稿を書き上げたなら、チェックして評価してから、公開された方が良くないのでしょうか。活動の内容自体を理解しづらくするのが目的書類だと思われてしまうのではないのでしょうか。	教育委員会	学力向上推進PT	貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。保護者の皆様にご覧いただくためのリーフレットであるという大切な視点が欠けておりました。本当に申し訳ありませんでした。今回のご指摘を糧にして、読んでいただく人の立場にたった紙面づくりに努めてまいります。なお、リーフレットに記載しました「PDCAサイクル」は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の頭文字を取ったもので、児童生徒の学力の向上という目標に対して、学校が指導計画を作成し（P）、その指導計画に基づいた授業改善を実践し（D）、児童生徒が目標通りの変容をしたかを、「みえスタディ・チェック」等を活用して評価（C）、取組全体を見直す（A）という一連のサイクルが続くこととなります。学校現場が児童生徒の学力の向上に向けて、積極的にこのサイクルを推進するように、みえスタディ・チェックの目的に記載しておりました。県教育委員会としては、今後とも、県民の皆様のご意見を踏まえ、より効果的な取組が推進できるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。	すでに実施している
31 (27)	2015/9/3	電子メール	提案意見	学力低下対策について	児童、学生の学力の低下対策としての提案です。三重県には14～15年前には、高校受験対策用の安価で、高校受験者とその関係者には受験校のレベルを計れる伝統的な「三重県統一テスト」がありました。小6、中1～3、高1～3年生に、三重県統一テストを再開してみてはいかがでしょうか。	教育委員会	学力向上推進PT	ご意見ありがとうございます。県教育委員会では、小中学校に対し、全国学力・学習状況調査結果の対象である小学校6年生と中学校3年生の他、小学校4、5年生、中学校1、2年生に対しても県独自調査の「みえスタディ・チェック」を昨年度から導入しました。この結果や全国学力・学習状況調査とあわせて、作成するワークシート等も活用し児童生徒の学習意欲を育むとともに、個に応じた指導の充実や授業改善等学校全体での組織的な取組につなげ、一人ひとりの学力向上を図っているところです。高等学校では、学ぶ生徒の意欲や目的意識、興味・関心、進路希望等が多様であり、さまざまな学習ニーズがあります。このため、各高等学校では、在籍する生徒の学習ニーズに対応した教育内容の充実を図るとともに、各校の課題に対応した教育環境の整備や指導方法の工夫改善を図りながら、生徒一人ひとりの自己実現や進路実現を進めているところです。県教育委員会としては、小学校、中学校、高等学校のそれぞれが、児童生徒の発達段階に応じた、学力等の「子どもの生き抜く力」の育成に向けて、県民の皆様のご意見を踏まえ、より効果的な取組を推進してまいりますので、ご理解とご協力を引き続きよろしくお願いいたします。	すでに実施している
32 (28)	2015/8/27	電話	提案意見	学力の向上について	学力テストの結果が出ていましたが、小中学校も大切ですが、県内の公立高校のレベルが低いことも問題です。全国的に有名な大学に入り、いい就職ができるのは、公立進学校では一握りしかいません。授業料の安い公立高校に入学しても授業や指導内容が低レベルなので、結局は大学受験のために塾に行かせなければなりません。高校の先生の中にも塾通いを進める人がいたり、指導力不足の人も多いと思います。ちゃんと学力をつける指導ができない先生は辞めてもらうべきです。小中学校も高校も、先生の質を上げないと、学力の向上は期待できないと思います。来年の学力テストはいい結果が出るように祈っています。	教育委員会	研修企画・支援課	県教育委員会では、小中学校及び高等学校の教職員の資質の向上を図り、県全体の教育力を高めるために、教職員一人一人の経験・業務内容に応じた研修や喫緊の教育課題に関する研修を実施しています。今後とも、より多くの教職員が研修に参加し教育力を向上させるために、研修の内容や方法等の工夫・改善を継続して行うとともに、校長のリーダーシップによる組織的な授業改善（全国学力・学習状況調査、「みえスタディ・チェック」「ワークシート」の活用等）の徹底を図り、子どもたちの学力向上へつなげてまいります。	すでに実施している